



58号
2022年8月20日



巻頭言：2022年8月 法制審 いよいよ中間試案取りまとめへ

6月20日、毎日新聞が1面で「離婚後の共同親権提案へ法務省 法制審部会に」と大きく取り上げました。その後、家族法制部会第18回会議が開催された翌日7月20日には読売、朝日、毎日、日経、産経、東京の全国紙全紙が大きく取り上げ、世論も議論の行方に大きな注目をしています。



2022/6/20付
毎日新聞（1面）

今号では、私も委員として参加している法制審議会がまとめる中間試案の方向性、中間試案が出た後の私たちが取るべきアクションなどについて紹介をしたいと思います。

■法制審のここまでの議論

2021年3月に始まった法制審議会家族法制部会での議論もこれまで計18回の会議を重ねてきました。諮問対象の養育費、面会交流、離婚後共同親権、未成年養子、財産分与の5つのテーマに関して、さまざまな立場からの意見交換がなされ、2022年1月に1巡目の議論が終了、6月には2巡目の議論が終了し、7月から急ピッチで中間試案の取りまとめを行っています。

■中間試案の方向性 -やむなく両論併記に-

本来、中間試案は議論を元に方向性を決めた取りまとめを行い、国民の意見（パブリックコメント）に付する、というのが基本的な進め方です。しかし、家族法制部会の議論対象はテーマ毎に賛否が分かれ、ひとつの結論を取りまとめるのは困難なことから両論併記でパブリックコメントに付そう、という方向になりました。

私としては、共同親権導入の方向性を示したかったのですが、法改正を心待ちにする当事者のみなさんの「一日も早い法改正を」という声も考慮し、早期法案化のため、両論併記での中間試案取りまとめに賛同をいたしました。

さて、中身についてですが、紙面の関係ですべてをここでご紹介することはできませんが、みなさまにイメージを持っていただくため、親権・監護権に係わる現時点の案を紹介します。

想定される中間試案

【甲案】離婚後の**父母双方を親権者と定める**ことができるように
現行法を改正

甲①案：原則、**父母双方を親権者**

甲②案：原則、**父母一方を親権者**

父母双方が親権者になる場合の親権行使に関しては以下2案

A案：父母の一方を監護者として定めることが必要

B案：監護者の定めをするかは父母の協議により選択

【乙案】**現行の単独親権制度を維持**

親権・監護権だけでも上記以外に親権行使の選択肢（α、β、γ案）、居所指定に関する選択肢（X、Y案）なども示されており、様々な考え方を併記する形で中間試案は了承される見込みです。

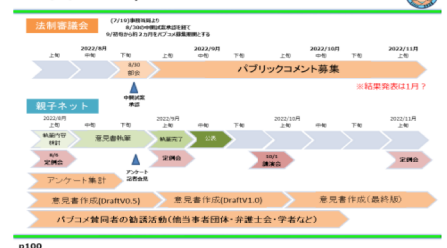
■今後、必要とされるアクション・パブコメが重要！-

次回部会が開催される8月30日に中間試案が了承されれば、9月初旬にはパブリックコメントの募集が始まります。期間はおよそ2カ月程度となりますので10月中には取りまとめる必要があります。

パブリックコメントは、当事者のみなさん含めた国民の皆さまが直接、法制審議会に対して意見を述べる唯一のチャンスです。懸念意見も多く出されることが予測されますが、みなさまからも多くの私たち別居親当事者が**甲①案、B案**を望んでいるという意見を提出いただきたいと思います。

親子ネットは中間試案に先んじ、既にパブリックコメントの作成に着手、みなさまの参考になるよう、9月10日の定例会、10月1日の講演会で親子ネット案をお見せする予定です。是非、活用をいただき、多くの会員・当事者のみなさまからのパブリックコメント提出をお願いします。

(2) パブコメ / マスタスケジュール



2022/8/6
親子ネット定例会資料
より抜粋

法改正に向け、いよいよ重要な局面を迎えることとなります。引き続きのみなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。
(代表:武田典久)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 3,000円

親子ネット口座 PayPay銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリウウヲジツゲンズルゼンコクネットワーク)

*「親子ネット」は「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です

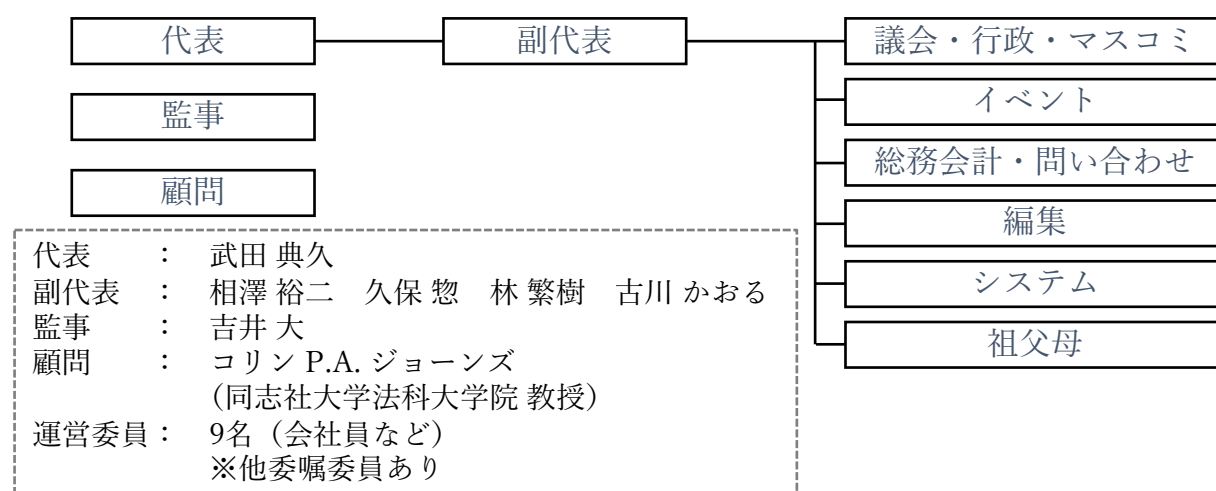
親子ネット®



親子ネット運営委員会 2022年度運営体制

親子ネットは、2022年5月28日に2022年度総会を開催し、代表、運営委員の選任、2022年度活動方針案、2022年度予算案、規約の改訂について、ご出席の会員の皆様からご質問と審議に関するご発言をお受けした後、これらの決議事項について採決をいたしました。その結果、委任状によるご賛成と合わせ、賛成多数をもって、承認可決されましたことを、ご報告申し上げます。

2022年度の運営体制は下記のとおりです。



親子ネット各チーム

親子ネットは、上記2022年度運営体制のもと、以下のチームメンバーで活動して参ります。

チーム	運営委員
議会・行政・マスコミ	泊 真生* 相澤 裕二 Alexander Patrikalakis 久保 惣 志摩 謙信 多田 芳雄 林 繁樹 前田 和弘
イベント	古川 かおる* 志摩 謙信 多田 芳雄 高橋 弘之 泊 真生 林 繁樹
総務会計・問い合わせ	相澤 裕二* 黒岩 あさこ 志摩 謙信 高橋 弘之 野村 あつみ 林 繁樹 若松 杏奈
編集	若松 杏奈
システム	久保 惣* 黒岩 あさこ 泊 真生
祖父母	野村 あつみ*

*各チームリーダー

親子ネット新運営委員・ご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【新運営委員：久保 惣】

今期より新しく副代表となりました久保です。個人的には子供2人とは完全断絶で、すでに3年半となります。今年度は法制審議会の中間試案や、パブリックコメントなど、重要な年となると認識しております。ぜひ皆様のご協力をいただきながら、共同親権・共同養育になるよう進めることができればと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

【新運営委員：志摩 謙信】

新運営委員の志摩です。妻の不貞発覚後、私と仲が良かった、当時小学校に入っただけの一人娘を連れ去られて2年、「継続性の原則」によって裁判所で負けて1年3ヶ月になります。微力ではありますが、この理不尽な世の中を変えていくことに繋がる活動だったり同じ当事者として心に寄り添った活動ができればと思っています。よろしくお願い致します。

【新運営委員：多田 芳雄】

新運営委員の多田です。子どもを連れ去られ今の理不尽な司法対応に絶望し、親子が会えないこのおかしい日本社会を変えるべく活動を始めました。私は当事者一人ひとりが声を上げていくことで今の現状を変えていけると信じています。個々の力では微力かもしれませんが自分の出来ることをおこなっていく所存です。ご支援ご協力をよろしくお願い致します。

【新運営委員：泊 真生】

新規運営委員の泊です。離れて暮らす8歳の娘と5歳の息子がいます。親子ネット歴1年未満ですが、皆様に支えて頂きながら、活動しています。親や祖父母に会えない、暮らせない子ども達が、当たり前のように会えて暮らせる世の中になるよう尽力していきたいと思います。法改正に向けて様々な動きがありますので、ご支援ご協力よろしくお願い致します。

【新運営委員：前田 和弘】

今期より運営委員となりました前田です。子どもと離れて暮らす父親です。別居から3年が経過しましたが、どうしても子どもと関わる事が諦めきれず、また子どもと関わる為に何かできないかと思い親子ネット運営委員に入れて頂きました。夫婦の別居・離婚が親子の別れにならないような社会に変わるよう尽力していきたいと思っています。

【新運営委員：若松 杏奈】

今期の新運営委員となりました若松と申します。私は配偶者による同意なき子の連れ去りにより、親権を失い、子どもと離れて暮らす母親です。我が子と生涯で一緒に過ごす時間は限られていますが、単独親権による親権争いによって、親子の貴重な時間は奪われています。「パパにもママにもおじいちゃんやおばあちゃんにも会いたい。」そう願う子どもたちのためにも、今、私にできることを行うことで、子どもたちの笑顔に繋がると信じています。微力ながら、精一杯尽力させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

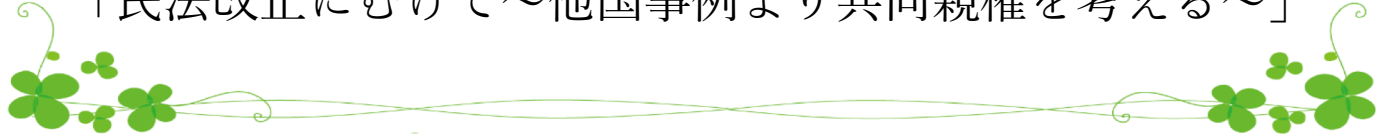
【新運営委員(委嘱)：向江 信人】

この度新運営委員(委嘱)となりました向江と申します。私は娘が生まれて二週間で子の連れ去り、追い出しがあり、親子断絶もその間娘と約4年間会えませんでした。現在では月1回数時間の面会交流を何とか勝ち取る事が出来きて、面会交流が実際にも行われるようになりました。何かと不慣れな点等あり、ご迷惑おかけするかもしれませんが、共同養育、共同親権の法制化等にご尽力出来ればと思いますので一緒に一歩ずつ進めて行ければ幸いです。



親子ネット講演会

「民法改正にむけて～他国事例より共同親権を考える～」



5月28日（土）、としま区民センターにて親子ネット主催の講演会が開催されました。当日は多くのご来賓と130名以上の方にご来場いただきました。
第1部の「韓国、米国カリフォルニア州の制度について」の内容をお伝えします。

金亮完先生 山梨学院大学

韓国の協議離婚制度の現状と課題 —協議離婚時における子の監護事項の 取り決めで中心に—

韓国の離婚制度をふまえ、日本の親権制度についての個人的な見解を示します。

現在、離婚後の親権・監護権の帰属については、次の4つの態様があります。

- ① 父母の一方が親権者兼監護者
- ② 父母の一方が親権者、他方が監護者
- ③ 父母が共同親権者、そのうちの一方が監護者
- ④ 父母が共同親権者兼監護者

このように離婚後の共同親権は認められていますが、判例においては③と④は例外です。裁判実務では①あるいは②の単独親権が主流です。

韓国の場合、離婚後の共同親権については、実質的な根拠と解釈上の根拠があります。実質的な根拠は、子の福祉と監護親の負担の軽減です。

解釈上の根拠は、韓国の民法にはもともと「単独親権」という言葉が書かれていないということです。なので、法律をいじらず「共同親権」を選択することが可能なのです。民法の制定後、離婚後の共同親権を認める法律の改正が行われたことはありません。ただし、「父母が離婚する場合には父母の協議により親権者を定めなければならない」という条文が909条にあり、そこは問題視されています。

韓国と日本では制度的な基盤も考え方も違います。ですので、韓国に共同親権制度があるから日本にも同じ制度がつくれるというのは、いささか乱暴な議論です。

韓国では1997年に協議離婚における意思確認制度を新設しました。これによって、協議離婚であっても、裁判所での意志確認が必須となりました。

韓国は男性中心の社会なので、以前は、女性の追い出し離婚というものが多かった。それを防止するために作られた制度です。この制度のおかげで、離婚をするためには裁判所に行き、協議離婚意思確認申請を行うことになりました（資料2）。

【資料2】子の養育と親権者決定に関する協議書				
第3号書式 事件	号協	協議離婚意思確認申請		
当事者	父 姓 名 住民登録番号	—		
	妻 姓 名 住民登録番号	—		
協議内容				
1 親権者および養育者の決定(□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。)				
子の名前	性別	生年月日(住民登録番号)	親権者	養育者
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
2 養育費用の負担(□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。)				
支払人	☐ 父 ☐ 母	支払を受ける者	☐ 父 ☐ 母	
支払方法	☐ 定期金		☐ 一時金	
支払額	離婚の届出の翌月から子が成年に達する日の前日まで 未成年者1人当たり毎月金 ウォン (ハングル併記: ウォン)		離婚の届出の翌月から子が成年に達する日の前日まで養育費に関し 金 ウォン (ハングル併記: ウォン)	
支払日	毎月 日		年 月 日	
その他				
支払を受ける口座	()銀行 口座名義人: 口座番号:			

※資料2



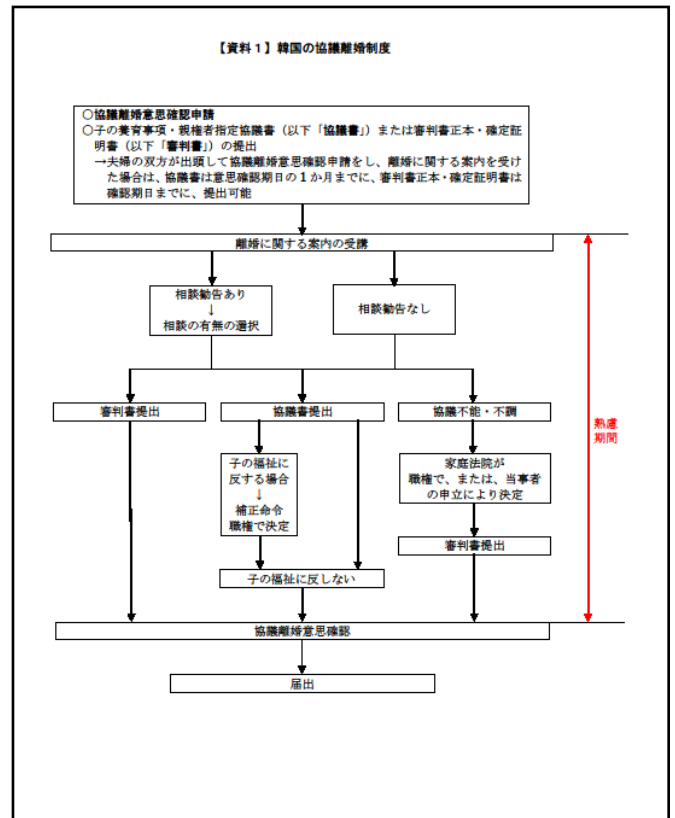
協議の内容はおもに子の養育者および親権者をどうするか、養育費用を誰がどう負担するか、面会交流をどうするかです。親権者については、父母共同の欄にチェックを入れると「共同親権」ということになります。

協議をするためには時間が必要です。そのため養育すべき子がいる場合は3か月、いない場合は1か月の離婚熟慮期間が定められました（資料1）。

なお、この熟慮期間内に相談を受け付ける仕組みがありますが、あまり機能していません。相談を義務化し、対応を充実させるべきだという主張もあり、韓国の国会で継続して議論されています。

ちなみに韓国の場合、立法を急いだため問題点が多く残されています。離婚意思確認制度は裁判ではなく、裁判所が判断する根拠がないという指摘もあります。実際、協議書を提出した後、「子の福祉に反する」として「補正命令・職権で決定」したケースは今のところ1件もありません。とはいえ一応、裁判所が内容を確認するということでの教育効果（極端なことは書かない）はあると思われます。

子どもの意思確認等も含め、多くの問題は残していますが、仮に日本にもこのような制度を取り入れたらどうでしょうか。親権獲得をめぐる連れ去りなど問題の多くは回避できるのではないかと考えます。



※資料1



講演される金亮完先生



棚瀬孝雄先生 弁護士

離婚後監護法のあり方 —法制審の議論の問題／外国の法制・ 心理学の知見—

私は長年、妻と一緒に、親に会えない子ども、子どもに会えない親の問題に取り組んできました。子どもを可愛がっていた親であっても、離婚・別居によって子どもと会えなくなるということに非常に心を痛めてきました。親が離婚・別居をしても、外国では両親による共同養育が当たり前です。なぜ日本では実現できないのでしょうか。

大雑把な言い方ですが、かつて日本には、離婚は親子の縁切りという伝統があったからです。子どもは家のものという意識が強く、家の外に出た者はいないとされました。戦後、民法の改正とともに家制度は廃止されましたが、意識としては根強く残ってしまいました。

ちなみに、面会交流が初めて判例に上がったのは昭和41年のことです。母親が家から追い出される形で離婚した事例で、母親が子どもとの面会交流を求めたのに対し、裁判官は「子どもに会いたいという一途な気持ちはわかるが、今は子どもが新しいお母さんとともに幸せに暮らしている。それを見守り、そっと幸せを願うのが真の愛情ではないか」と言いました。

なんと酷いことを言うのだと思いますが、家庭裁判所の意識としては今も変わっていないのです。2年前、子どもを連れ去られた夫が保全処分を申し立てましたが、認められませんでした。夫婦で半々で子育てをしてきたのにもかかわらず、です。調査員を派遣し母親と子どもの様子を観察したところ、子どもが母親に抱っこを求めるなど母子関係には問題がないとされ、継続性の原則が適用されたのです。

一方、アメリカのカリフォルニア州では、離婚・別居後の親子交流が法律で定められています。発達心理学の研究で、子どもの精神発達において両親と継続的かつ頻繁な接触をもつことが重要だと結論づけられたことをふまえての法律です。一緒に住んでいようと離れて住んでいようと、子どもは両方の親から支援を受けられるようにするべきなのです。

日本でも、ここにきて法制審議会で共同親権が議論されています。しかし、議論の結果、選択的共同親権になるかもしれないという懸念があります。離婚を選ぶほど対立している親同士が、あえて共同親権を選択するのでしょうか。私は、非常に限られたケースだと思います。ある程度、強制力が必要ではないか。つまり、原則、共同親権にすべきだというのが私の考えです。

共同親権に反対する側の意見としては、両親が敵対関係にあるのに共同親権にすると、より対立を深め、子どもの負担になるとのことなのです。しかし、だとするとより一層、法律で規定すべきだと思います。監護者が片方の親を排除することに歯止めをかけるためです。対立があるからこそ、共同親権が必要なのではないでしょうか。

ただし、共同親権の導入だけでは問題は解決しません。カリフォルニア州では、心情的監護こそ親らしい接触だとしています。実際、いわゆる「親権」が発動する場面は限られています。共同親権に基づく共同監護が必要だと思います。

そこでいうと、法制審の議論の中でもう一つ大きな問題なのは、たとえ共同親権を定めても単独監護が認められる可能性があることです。日本の単独監護者の権利は絶対的です。単独監護者がノーと言えば、もう片方の親は子どもとの交流を断たれてしまいます。



講演される棚瀬孝雄先生



アメリカでも単独監護という言葉がありますが、日本とは大きく違います。日本と比べ、相当な面会交流が認められます。日本では月1回程度なの、隔週2泊3日が当たり前なのです。これならば、親子が「会う」だけでなく、親子としての「生活」ができます。月1回2時間では、文字通り「面会」するのが精一杯で、子どもを育てることはむずかしいでしょう。

なお、面会交流について大切なのは即決性です。日本の場合、申し立てをして、結果が出るまでが長すぎる。その間、親子が会えないのは問題です。アメリカでは、子どもの監護や面会交流の裁判は、子どもがもともと暮らしていた住所で申し立てる必要があります。日本では、子どもの現住所なので、連れ去り側の親に有利なのですが、アメリカではそれが逆なのです。これも連れ去り防止となります。アメリカは圧倒的に連れ去り被害に敏感です。

さらに、子どもの意思の問題について。子どもの意思や心情を聞くことをアメリカでもよくやります。裁判官が自分の個室に呼んでダイレクトに子どもの意見を聞かせる。その際、引き離された側の親とも十分に交流させたいという意思を聞きます。日本のように切り離したうえで聞くことはありません。片親疎外に陥ってしまう可能性があるからです。

ここまで、アメリカと比較しながら日本の共同親権や面会交流について話をしました。最後にお伝えしたい言葉があります。

「子どもには離婚の責任はない。子どもはどこまでも離婚の被害者」。

子どもに親を失わせないように、子どもが安心して両方の親に愛され、「パパも好き」「ママも好き」と言い続けられるような社会にしていきたいと思います。



講演会の後には、柴山昌彦衆議院議員・串田誠一前衆議院議員(当時)も交えてディスカッションを行いました。



講演会後の記念撮影。左から金亮完先生、棚瀬孝雄先生、柴山昌彦衆議院議員、松原仁衆議院議員、串田誠一前衆議院議員(当時)、武田典久親子ネット代表。

◆手帳にメモして

■親子ネット講演会

〈日時〉2022年10月1日(土)

13:00-17:00(予定)

〈場所〉としま区民センター701～703

〈アクセス〉池袋駅東口徒歩7分

〈参加費〉会場1,000円 Zoom800円(予定)

〈内容〉「同居親になった当事者から聞く」

〈注意〉最新情報はホームページを確認ください。

■親子ネット定例会

〈日時〉2022年9月10日(土) 14:00-17:00

〈場所〉高田第二区民集会室2階 会議室2

〈アクセス〉高田馬場駅徒歩4分

〈参加費〉無料

〈注意〉最新情報はホームページを確認ください。

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)

〈問合せ〉Mail:kodomokenri@gmail.com

電話:050-3468-3743

■親子ネット新潟

〈個別相談等〉随時受け付けております。

〈定例会〉定期的に開催中(アメブロとTwitterにて記載中)

<https://ameblo.jp/oyakononet/>

〈問合せ〉oyakononet_niigata@yahoo.co.jp

■当事者女性の親睦会

奇数月の土曜日に定例開催しています。

〈日時〉2022年8月27日(土) 13:30～17:00

〈場所〉JR新宿駅近く

※参加は女性のみとなります。

〈参加費〉会場代を頭割りで負担します。

出入り自由です。オンラインでも参加できます。皆さんが悩んでいることや同じ境遇の母

たちに聞きたいことなど、係争中のこと、子どもたちのこと、自分自身のことなどなど、皆さんが話せる場所として来て頂ければと思います。

開催日と場所は近くなりました【QRコードとURL】こちらでご案内いたします。

〈問合せ〉【担当:薄井 tel:09024176152 mail:erina0516vn@gmail.com】

■くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日 19:30～

〈場所〉国立市東4-19-15椿荘102スペースF

〈アクセス〉「JR国立駅」南口より「矢川駅」

行きバス、「国立高校前」下車徒歩5分

〈問合せ〉090-4964-1080(担当植野)

※詳細は、Facebookページをご覧ください。

(<https://b-m.facebook.com/kunitachivisitation>)

■子どもに会いたい親のサポート交流会(親サポの会)

〈自助活動〉奇数月第4火曜日 19:00～21:00

〈場所〉(東京都新宿区西新宿7-7-23

トミービル11階

予約は不要です。直接お越しください。

〈参加費〉1,000円

※詳細は、親サポの会ホームページ

(<https://kyoudouyouiuku.jimdo.com/>)に掲載されるご案内をご覧ください。

■一般社団法人りむすび

〈個別相談・面会交流サポート〉共同養育実践に向けたきめ細かいサポートを行います。

〈講演・講師〉行政・議員・当事者向けに共同養育普及の講演や研修講師を行います。

〈りむすびコミュニティ〉別居離婚パパママの相互理解を深めるコミュニティです。

〈共同養育各種講座〉1名より随時開催します(zoom可)

〈問い合わせ〉rimusubi@gmail.com

※詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.rimusubi.com>

◆マスコミ等

・5月31日 産経デジタル

国内外の研究者や弁護士らでつくる民間法制審議会家族法制部会は、民間法制審『中間試案』を取りまとめ、高市早苗自民党政調会長に提出。

・6月20日 毎日新聞

「法務省が法制審議会に、離婚後の共同親権を提案 8月にも試案」

・6月20日 日本経済新聞

「離婚後の共同親権を提案へ 法務省、法制審に」

・6月21日 自民党ホームページ

自民党法務部会の「家族法制のあり方検討プロジェクトチーム」が「共同親権」提言を古川法務大臣に申し入れ。

・6月26日 フジテレビ

日曜報道THE PRIMEにて「離婚後の共同親権導入は是か非か、歓迎論と慎重論が交錯」

・7月3日 フジテレビ

ワイドナショーにて「離婚後共同親権に賛否」

・7月19日 NHK

ニュース7、ニュースウオッチ9にて「離婚後の子どもの養育 制度見直しへ 中間試案たたき台 法制審」

・7月22日 信濃毎日(社説)離婚後の親権 子どもの権利 軸に議論を

・7月26日 沖縄タイムス

社説「離婚後の親権」子どもの権利を第一に

◆住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail:info@oyakonet.org

◆編集後記

「クロージング」の年

私が子どもと別居することになって7年、親子ネット運営委員となって3年になります。子どもと引き離されるということがこんなにも理不尽で苦しいものだ当事者になるまで知りませんでした。苦しさは今も変わりません。定例会では毎月のように初めて参加される方がおり、お話を伺うと、何年も我々を取り巻く状況が変わっていないことが分かります。

その中で肌で感じるのは「共同親権」「共同養育」に関する報道が増えたことではないでしょうか。全国紙の1面だけでなく、テレビのバラエティ番組にも取り上げられました。関心度の高さがうかがえます。

2021年に始まった法制審議会は2巡目に入り議論が続いています。法改正は「クロージング」へ向かっています大きな転換期を迎えようとしている今、我々にできることは何かを改めて考え、即行動が大切であろうと思います。

今回の会報は私が初めて関わらせていただきましたが、正直大変でした。これまで編集に携わってこられた先輩方に敬意を表するとともに、たくさんのアドバイスを感謝いたします。

(運営委員 S.H.)

◆引き離し・編集委員

■親子ネット運営委員

S.H., A.W.

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>